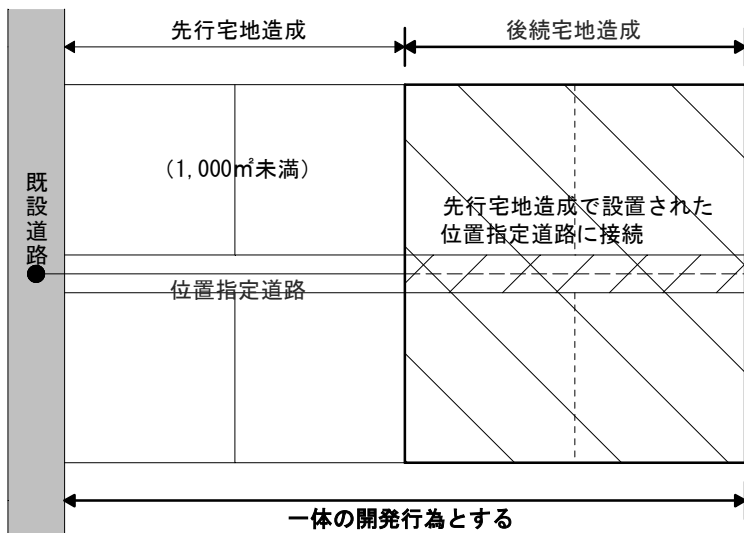


一体の開発行為として取扱いを行う事例①

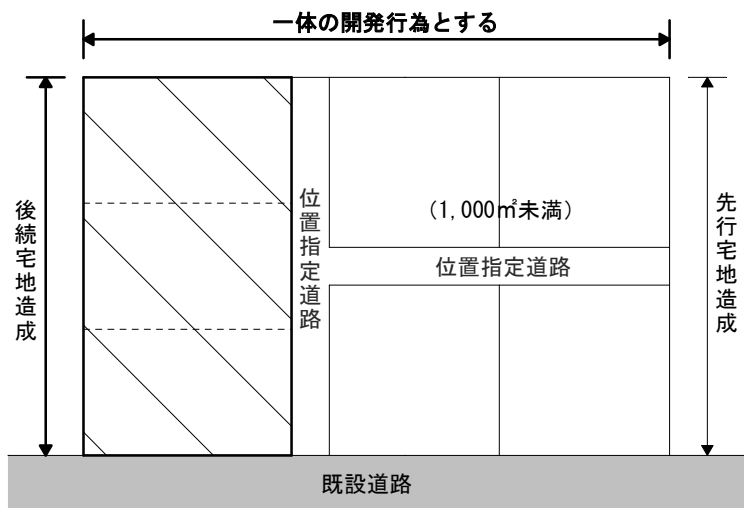
(1) 公共施設と接続する場合



先行する宅地造成により設置された公共施設（位置指定道路等）に接続し共用することから一体性がある。

⇒先行～後続を併せた宅地造成区域を一体の開発行為とする。

(2) 公共施設を共用する場合

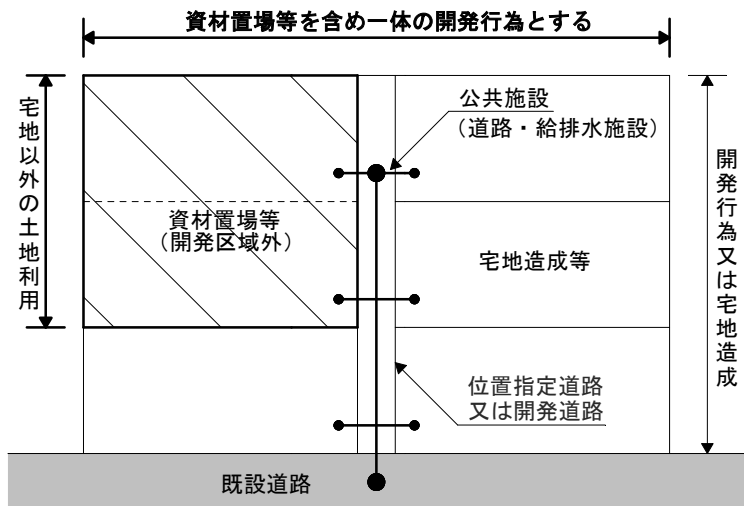


先行する宅地造成により設置された公共施設（位置指定道路）を共用することから一体性がある。

⇒先行～後続を併せた宅地造成区域を一体の開発行為とする。

但し、後続宅地造成区域において、先行宅地造成で設置された公共施設を共用しない区域については、一体の開発行為の対象としない。

(3) 宅地以外の土地利用で公共施設を設置した場合

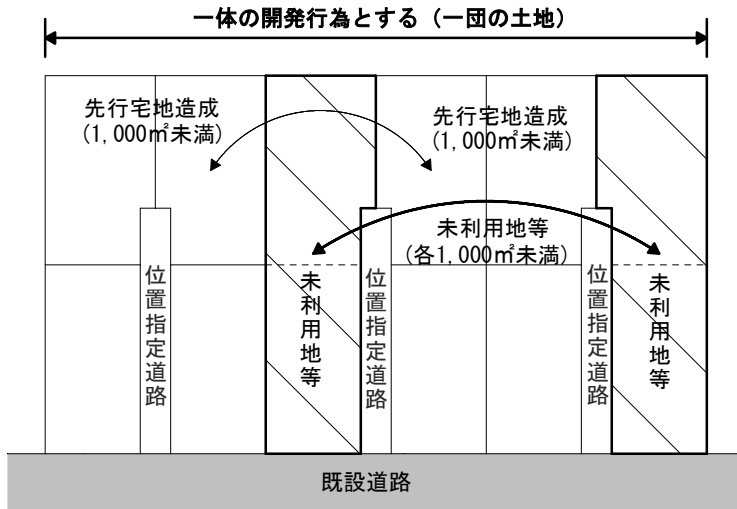


宅地以外の土地（資材置場等）に給排水等の公共施設が設置され、宅地以外に利用の必要性が無いと判断される場合、又は宅地以外の土地を後に宅地とすることが明らかな場合。

⇒宅地造成等の区域と、宅地以外の土地（資材置場等）を含めた区域を一体の開発行為とする。

一体の開発行為として取扱いを行う事例②

(4) 一団の土地内において未利用地等によって区域を区分した場合



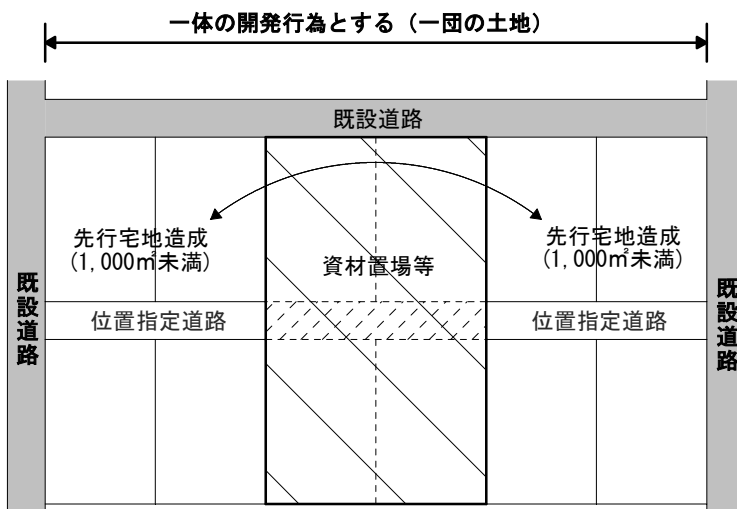
一団の土地（※）を未利用地等によって区分して宅地造成が行われる場合にあって、一連の計画により、一体的に利用されると判断される場合。

※「周南市における開発許可等審査基準」第1章総則（用語の定義）参照

⇒一団の土地内における先行～後続を併せた区域を一体の開発行為とする。

但し、先行宅地造成間の未利用地等の間隔が、一宅地程度確保されていない場合は、未利用地等を含めた区域を一体の開発行為とする。

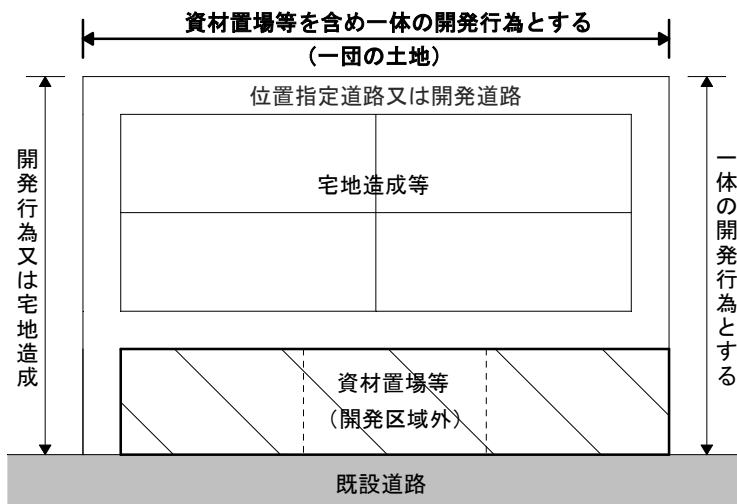
(5) 一団の土地内において宅地以外の利用目的で区域を区分した場合（その1）



一団の土地を資材置場等によって区分して宅地造成が行われる場合にあって、後に宅地とする場合、又は宅地以外に利用目的が無いと判断される場合。

⇒先行宅地造成及び資材置場等を併せた区域を一体の開発行為とする。

(6) 一団の土地内において宅地以外の利用目的で区域を区分した場合（その2）



一団の土地を資材置場等によって区分して宅地造成等が行われる場合にあって、後に宅地とする場合、又は将来宅地とすることが明らかであると判断される場合。

⇒宅地造成等の区域と宅地以外の土地（資材置場等）を含めた区域を一体の開発行為とする。